

4日目（9月7日）

第3回福生市議会定例会会議録（第15号）

平成19年9月7日福生市議会議場に第3回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一郎君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聡君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	副 市 長	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総務部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子ども家 庭 部 長	町田 正春君	都市建設 部 長	清水喜久夫君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務 次 長	藤田 充君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐員	大迫 曄子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第3回福生市議会定例会議事日程（4日目）

開議日時 9月7日（金）午前10時

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程第1 | 議案第54号 | 福生市情報公開条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第55号 | 福生市個人情報保護条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第56号 | 政治倫理の確立のための福生市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第57号 | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第58号 | 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第59号 | 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第60号 | 東京都市収益事業組合規約の変更について |
| 日程第8 | 議案第61号 | 平成19年度福生市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第62号 | 平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第63号 | 平成19年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第64号 | 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第65号 | 平成18年度福生市一般会計決算認定について |
| 日程第13 | 議案第66号 | 平成18年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第14 | 議案第67号 | 平成18年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について |
| 日程第15 | 議案第68号 | 平成18年度福生市介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第16 | 議案第69号 | 平成18年度福生市下水道事業会計決算認定について |
| 日程第17 | 議案第70号 | 平成18年度福生市受託水道事業会計決算認定について |
| 日程第18 | 議案第71号 | 財産の取得について |
| 日程第19 | 議案第72号 | 市道路線の廃止について |
| 日程第20 | 陳情第19-2号 | 後期高齢者医療制度における保健事業についての陳情書 |
| 日程第21 | 陳情第19-3号 | 後期高齢者医療制度への国庫負担金引き上げを求める陳情書 |
| 日程第22 | 請願第19-1号 | 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書を政府等に提出することを求める請願書 |

- 日程第23 陳情第19－4号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、
割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出
することを求める陳情書
- 日程第24 陳情第19－5号 「（仮称）東京多摩国際園芸博覧会」の多摩地域での開
催に関する意見書提出を求める陳情書
- 日程第25 陳情第19－6号 公団住宅居住者の居住の安定に関する陳情書

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成19年第3回福生市議会定例会4日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をさせます。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 陳情書の受理について（陳情第19-6号）（別添参照）
- 2 平成18年度事務報告書の正誤について（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。職員の皆様には、夕べほとんど寝ていらっしゃる方もおられると思いますけれども、本当に御苦労さまでございました。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、報告をさせていただきます。

本日の日程でございますが、新たに陳情1件が提出されております。

日程の順序につきましては、お手元に御配付のとおり、昨日残りました議案等につきまして昨日と同じ順序で編成をさせていただいております。

また、新たに提出されました陳情1件については、日程第25として編成をさせていただきました。

それから、新たに提出されました陳情の取り扱いでございますが、別紙付託表のとおり所管の委員会に付託することといたしました。

以上のとおり、議会運営委員会としては決定をしておりますので、よろしくお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第54号、福生市情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第54号、福生市情報公開条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。例規集は290ページでございます。

まず、本条例の提案理由でございますが、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、日本郵政公社法が廃止されることに伴い、情報公開請求に対する非公開情報の規定を整備しようとするものでございます。

日本郵政公社の役員及び職員は、国家公務員の身分を有することから、非公開情報から適用除外されていましたが、日本郵政公社法が廃止されることにより国家公務員の身分を失うことから、非公開情報の適用除外の規定から削除するものでございます。

それでは、改正内容について説明させていただきます。お手元の新旧対照表をあらためていただきたいと存じます。

改正しようとするものは、第7条第2号ウでございます。福生市情報公開条例第7条は、原則公開の基本的考えが定められておりますが、第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は非公開と定められております。改正しようとする第2号は、公開請求に対する内容に個人情報がある場合は非公開とする規定でございますが、同号アからウで、非公開情報の適用除外を定めているものでございまして、第7条第2号ウの中の「及び日本郵政公社」を削除しようとするものでございます。これによりまして、日本郵政公社の役員及び職員の個人情報は非公開となるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成19年10月1日、経過措置としまして「現にされている市政情報の公開請求のうち、改正前の福生市情報公開条例第11条」による処分のなされていないものについては、改正後の福生市情報公開条例の規定を適用しようとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第2、議案第55号、福生市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第55号、福生市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。例規集は303ページでございます。

まず、本条例の提案理由でございますが、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、日本郵政公社法が廃止されることに伴い、開示請求に対する非開示情報の規定を整備しようとするものでございます。

日本郵政公社の役員及び職員は、国家公務員の身分を有することから、非開示情報

から適用除外されていましたが、日本郵政公社法が廃止されることにより国家公務員の身分を失うことから、非開示情報の適用除外の規定から削除するものでございます。

それでは、改正内容について説明させていただきます。お手元の新旧対照表をごらんください。

改正しようとするものは、第14条第2号ウでございます。福生市個人情報保護条例第14条は、開示しないことができる保有個人情報を規定しており、第14条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は非開示と定められております。改正しようとする第2号は、第3者の情報を非開示する規定であります。同号アからウで、非開示情報の適用除外を定めているものでございまして、第14条第2号ウの中の「及び日本郵政公社」を削除しようとするものでございます。これによりまして、日本郵政公社の役員及び職員の個人情報は非開示となるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成19年10月1日、経過措置といたしまして「現にされている保有個人情報の開示の請求のうち、改正前の福生市個人情報保護条例第12条の規定による処分のなされていないものについては、改正後の福生市個人情報保護条例の規定を適用」しようとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第3、議案第56号、政治倫理の確立のための福生市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第56号、政治倫理の確立のための福生市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正内容について説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、証券取引法等の一部を改正する法律及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴いまして、本規定を整備しようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、本議案につきましては本会議資料といたしまして新旧対照表を配付をさせていただいておりますが、例規集では350ページでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をごらん願います。第2条第1項第4号の改正は、郵便貯金も銀行法が適用され、銀行への預金に含まれることとなりますことから、「貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯



金を除く。)」に、それと「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改めようとするものでございます。

次に、同項第5号を削る改正は、金融商品取引法、旧証券取引法第2条において有価証券を規定しておりましたが、同法第2条第2項第1号に信託の受益権が追加されたことにより、金銭信託が有価証券に含まれることとなったことに伴うものでございます。次に、同項第6号の改正につきましては、引用している「証券取引法」の題名が「金融商品取引法」に改められたことに伴うものでございます。また、同項第5号を削ったことにより、同項第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げようとするものでございます。

次に、附則第1項の施行期日でございますが、平成19年9月30日から施行しようとするものでございます。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、平成19年10月1日から施行しようとするものでございます。

次に、附則第2項の経過措置でございますが、改正後の条例第2条第1項第4号の規定の適用につきましては、平成19年10月1日前に有していた「郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第3条に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす」といたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第4、議案第57号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第57号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

例規集では596ページの別表でございます。

提案理由でございますが、新たにふっさっ子の広場機構会議委員及びふっさっ子の広場嘱託員の報酬を定めたいので、本条例別表の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明申し上げます。別表第1中、青少年問題協議会委員の次に、「ふっさっ子の広場機構会議委員 日額8500円」を新設するものでございまして、既に定めております他の協議会委員や審議会委員報酬額と同様に、日

額 8500 円としております。

次に、学校用務嘱託員の次に「ふっさっ子の広場嘱託員」として「統括指導員」の報酬額「月額 17 万円」とするものでございまして、職務内容は主に保護者、学校、地域等との連絡調整、活動内容の企画運営等を行う広場の統括者として指導員の中から置くものとしております。また、資格要件は教員免許、幼稚園教員免許、保育士等となっておりますことから、既に条例化しております嘱託員のうち月額 17 万円としている地域包括支援センター嘱託員や子ども家庭支援センター嘱託員の資格要件や、職務内容を勘案して同様の 17 万円といたそうとするものでございます。

次に、「指導員」の報酬、「月額 15 万 8800 円」とするものでございまして、職務内容は児童の自主的な遊びのサポート、異年齢交流の促進、安全確保、保護者、学校、地域等との連絡調整、企画運営等を行い、児童の健全育成を図ることとしております。また、資格要件は教員免許等を有している者や、無資格でも地域の子ども関係事業に精通していること、児童の健全育成に関する知識や経験がある者としております。既に条例化してあります嘱託員のうち、15 万 8800 円の報酬としているものは清掃用務嘱託員、土木作業嘱託員、学校用務嘱託員など比較的用務を主とする嘱託員に適用してきておりますが、嘱託員の内規では相当高度な資格及び経験等を求める事務事業で、担当者の指示の範囲内で主体的に、または独立して担当事務を遂行することとしております。このことから、15 万 8800 円といたそうとするものでございます。

なお、統括指導員、指導員の備考欄では、月の勤務時間が 128 時間を下回るときは月額から時間額を求め、割落としをすることの規定でございまして。

附則といたしましては、平成 19 年 10 月 1 日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

○14 番（青海俊伯君） 1 点お聞きをいたします。ふっさっ子の広場嘱託員の月額給与についてお尋ねをいたしますが、所管の委員会外の委員なものですので、お尋ねをいたします。

統括指導員が月額 17 万円と、あと指導員が 15 万 8800 円、今のお話ですと、同じ資格を持っている方、あるいはそれに準ずるということでございまして、他の有資格の地域包括支援センターの責任者等々と横並びにしているということでございますが、このふっさっ子の広場に限って言うならば、統括指導員と指導員と、この月額給与の差は仕事の面ではどのような差として出しているのかということをお尋ねをしたい。ほかのところの嘱託員の規定に並ぶという発想よりも、初めてやるところであるので、全員でやった上で、その中で本当に統括の指導員が必要なのか、あるいはグループ制でもって責任をとってもらった方がいいのかという判断もあろうかと思うのですが、それについての見解を求めたいと思います。

○教育次長（宮田満君） この統括指導員でございますが、先ほど、資格要件は申し上げましたけれども、指導員と違いまして一つ要件が加わってございます。そのほかに仕事の内容でございますが、コーディネーターとしての役割が非常に重要視しておりまして、そういった能力を持った方を統括としてございます。それぞれ指導員は子どもとの接触、統括指導員も行うわけでございますけれども、指導員2名を有機的、連携して動かす、そういった能力にすぐれた方という形で統括指導員を置いております。

また、この指導員の2名というものは実際に今回採用されたものは保育園で保育士さんをされていた方、そういった方も入ってございまして、主に実務的な面でたけている方2名を採用いたしました。

もう一名の方は、そういった経験もちろん、実務経験もございますけれども、統括指導能力、その辺を面接、または採用の試験に当たりまして重視いたしまして、採用したものでございます。具体的な統括指導員の内容といたしましては、異年齢交流の促進を図る上で保護者、学校、地域との連絡調整に当たることが主な仕事になってまいります。また、現場での活動内容の企画運営、それに指導力を発揮する、こういった仕事になるかと思えます。指導員の方は、主に統括指導員の指示を受けまして子どもとの接触に当たる、この辺を重視してございます。

○14番（青海俊伯君） ありがとうございます。委員会の方でよくもんでいただければ結構かと思いますが、一つの対象お子さんとして地域と絡んでいろいろな形のをやるときに、行政はどうしてもピラミッドをつくりたがる。長がいて、その指示に従って部下がいてと。ところが、相手は子どもということであって、いろいろな多用な面で見るのであるならば、3人とも同じ土俵の上に乗ってもらって、相互に意見交換をしながら——これが何十人という組織だったとしてもかくとして、わずか数人の世界の中で、この方がコーディネート企画運営にすぐれているかどうかという判断が果たしてどこまで、この1万何千の差として出てくるのかどうか甚だ——動機は横並びのところから選んできているような気がしてならないので、申し上げます。この場においてはこの程度にしておきますので、それぞれの委員会の中でしっかりともんでいただいて、またその中でありましたら、最終のときに本会議でまた話をさせていただきたいと思っております。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第5、議案第58号、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第58号、福生市税賦

課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正の内容を御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、平成19年10月1日、郵政民営化により郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による郵便振替法の廃止に伴い、特別徴収税額の納入に係る条文を整備する必要が生じたことから、本条例の一部を改正させていただくものでございます。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。例規集は921ページでございます。お手元の福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例、新旧対照表を御参照いただきたいと思います。左側が改正案、右側が現行でございます。備考欄は例規集のページ及び改正の趣旨を記載してございます。第42条特別徴収税額の納入の義務等の第2項「前条の規定による特別徴収義務者がする個人の市民税の特別徴収税額の納入には郵便振替貯金を利用することができる。」を郵政民営化に伴い、郵便振替法が廃止されたことにより第2項を削除させていただくものでございます。

次に、附則でございますが、第1項施行期日を平成19年10月1日といたそうとするものでございます。

以上、説明とさせていただきますが、御審議賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第6、議案第59号、福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（子ども家庭部長 町田正春君登壇）

○子ども家庭部長（町田正春君） 御指名をいただきましたので、議案第59号、福生市児童遊園条例の一部を改正する条例の提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

例規集は1573ページでございます。

初めに、提案理由でございますが、市内の児童遊園のうち、本八児童遊園につきましては市が年度ごとに土地所有者と土地使用貸借契約を結び、無償で土地を借り受け、児童遊園としていたるところでございますが、平成19年4月24日、この土地所有者から平成19年12月31日をもって本契約を解除したい旨の申し出があり、市といたしましてはこれを受けまして、本八児童遊園を廃止し、所有者へ返還いたそうとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、本条例第2条で名称及び位置を別表のとおり定めておりますが、この別表中の上段、「本八児童遊園」の項を削除いたそうとするもの

でございます。

次に、附則といたしまして、本条例は平成20年1月1日から施行いたそうとするものでございます。

なお、この改正によりまして、本八児童遊園の利用につきましては12月31日までとなりますことから、今後、広報によりお知らせするとともに、現地にも立て看板を設置し、周知してまいりたいと存じます。また、廃止後には現状に復し、返還することといたしておりますことから、この経費といたしまして今議会に補正予算を計上させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第7、議案第60号、東京都市収益事業組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第60号、東京都市収益事業組合規約の変更につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

本議案につきましては、東京都市収益事業組合が平成18年度をもって自転車競争による収益事業から撤退し、平成19年度以降はその清算事務を行うことになりましたことから、その旨を規約に追加するため組合規約の変更をお願いするものでございまして、組合の構成市が一斉に本9月定例会で議決をいただこうとするものでございます。

次に、提案理由といたしましては、東京都市収益事業組合の解散までの間、組合の清算に関する事務を組合の共同処理する事務とするため、規約の一部を変更する必要がありますので、地方自治法第290条の規定により本案を提出するものでございます。

続きまして、規約の変更内容につきまして説明申し上げます。本議案につきましては、本会議資料といたしまして新旧対照表を配付をさせていただいておりますが、例規集は2411ページから2413ページでございます。恐れ入りますが、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。と存じます。

現行では、新旧対照表の欄の下に参考にございますように、第3条の組合の共同処理する事務の規定のところ、組合は自転車競争法の規定による自転車競争を行うため事務を共同処理するものとして、各号におきまして自転車競争の施行に関すること、



自転車競争に関する調査及び情報に関すること、前各号に定めるもののほか、その共同処理を適当と認める事項に関することと規定をいたしておりますが、この第3条の規定はそのまま変更せずに現在の規約の制定附則の規定を第1項といたしまして、第2項として「第3条の規定にかかわらず、組合の解散までの間、組合は、組合の清算に関する事務を共同処理する。」という規定を加えようとするものでございます。

次に、今回の規約変更の施行期日でございますが、この規約変更につきましては、東京都市収益事業組合が東京都知事に申請した後、東京都知事の許可のあった日から施行をいたそうとするものでございます。

以上、議案第60号、東京都市収益事業組合規約の変更につきまして提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第60号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第60号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第60号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第8、議案第61号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第61号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

今回の補正予算でございますが、歳入の主な内容といたしましては、額の確定に伴う地方特例交付金及び普通交付税の減額、それに国庫補助金で健康センター耐震補強等事業費及び福生地域体育館駐車場拡張事業費の追加に伴う特定防衛施設周辺整備調整交付金の追加、それと都補助金では商店街事業への新・元気を出せ商店街事業補助金の追加及びふっさっ子広場の事業費の追加に伴う放課後子ども教室推進事業補助金

の追加。また、平成18年度決算に伴う前年度繰越金の追加などが主たるものとなっております。

一方、歳出の主な内容でございますが、歳入の内容と関連するものもございますが、競輪事業からの撤退に伴う東京都市収益事業組合負担金の追加、また、受け入れ児童数の増などに伴う学童クラブ事業費の追加、それから耐震補強等にバリアフリー機能等を加えるための健康センター耐震補強事業費の追加や、新・元気を出せ商店街事業補助金の追加、それにふっさっ子広場の開設に伴う事業費の追加、また、隣接地の買収に伴う福生地域体育館駐車場拡張事業費の追加、それと下水道事業繰出金の減額などが主たるものでございます。

それでは、補正予算書に基づき、その内容につきまして説明をさせていただきます。恐れ入りますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。まず、総則でございますが、第1条で既決予算に歳入歳出それぞれ3億4076万2000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ229億3382万7000円と定めようとするものでございます。

また、第2項におきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることといたしております。

次に、第2条の債務負担行為の補正につきましては、後ほど「第2表 債務負担行為補正」のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、内容でございますが、恐れ入りますが、2ページ、3ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正につきまして説明申し上げます。まず、歳入についてでございますが、第9款地方特例交付金は3279万9000円の減額でございます。このうち第1項地方特例交付金は額の確定に伴う84万4000円の減額でございます。なお、平成18年度の地方特例交付金は減税補てん特例交付金と児童手当特例交付金から構成されておりましたが、減税補てん特例交付金は平成19年度から廃止され、これにかわる3カ年の経過措置として特別交付金が創設をされております。したがって、第1項地方特例交付金は旧制度の児童手当特例交付金分でございます。

第2項の特別交付金は、恒久減税による減収を補てんする制度でございました減税補てん特例交付金が、平成19年度から廃止されたことに伴う経過措置として、地方税収の動向を踏まえ創設されたものでございますが、これも額の確定に伴う3195万5000円の減額でございます。なお、特別交付金は地方財政計画を踏まえ、18年度の減税補てん特例交付金実績から73.2%減で見込んでおりましたが、これをさらに下回る88.4%減となっております。

次に、第10款地方交付税は7238万8000円の減額で、平成19年度の普通交付税の額が確定したことに伴うものでございます。当初見込みに対しまして基準財政需要額が生活保護費の減などにより、約8500万円の減額、また基準財政収入額では地方特例交付金の減などにより約2700万円見込みを下回ったことに伴い、交付基準額では約5800万円ほどの減額、さらに国予算の不足分にかかる調整額で約

1500万円ほどの減額で、合計で約7200万円ほどの減額となっております。なお、平成19年度の普通交付税の交付決定額は16億5061万2000円で、前年度比では1億3196万円、7.4%の減額でございます。

次に、第12款分担金及び負担金は、学童クラブ入所児童保護者負担金の追加でございます。さくらクラブと武蔵野台クラブの受け入れ児童数の増などに伴う201万4000円の追加でございます。

次の第14款国庫支出金は、1921万4000円の追加でございます。このうち第1項国庫負担金175万9000円は対象世帯の増に伴う児童扶養手当負担金の追加でございます。

また、第2項国庫補助金は、健康センター耐震補強事業費及び福生地域体育館駐車場拡張事業費の追加に伴う、特定防衛施設周辺整備調整交付金1745万5000円の追加でございます。

続きまして、第15款都支出金は1615万2000円の追加でございます。このうち第2項の都補助金は1820万1000円の追加でございます。学童クラブ事業費補助金が、学童クラブの受け入れ児童数の増などに伴う追加、それと新・元気を出せ商店街事業補助金が商店街のイベント8事業及び活性化事業2事業に対する追加、また、ふっさっ子の広場事業費の追加等に伴う放課後子ども教室推進事業補助金の追加でございます。

第3項の委託金は、都知事選挙費委託金204万9000円の減額で、事務の時間短縮等に伴う職員手当等の減額でございます。

第17款寄附金の3万円は、匿名の市民の方から、子ども家庭支援センター備品購入費寄附金の追加でございます。

次の第18款繰入金の第1項特別会計繰入金2232万3000円の追加は、国民健康保険特別会計繰入金が平成18年度の出産育児一時金の額の確定に伴う精算分の追加、それと介護保険特別会計繰入金で、18年度の介護給付費等の額の確定に伴う精算分の追加でございます。

次の第19款繰越金3億7842万4000円は、前年度繰越金の追加でございます。

続きまして、第20款諸収入は779万2000円の追加でございます。生活保護費負担金が18年度の額の確定に伴う過年度収入の追加、それとコミュニティー助成事業助成金の追加で、対象事業は常に当初予算に計上をいたしております草花苗生産委託料でございます。

以上が、歳入の補正内容でございます。額の合計といたしましては3億4076万2000円となっております。

続きまして、3ページの歳出につきまして説明を申し上げます。まず、第2款総務費は1億4336万5000円の追加でございます。このうち第1項総務管理費は1億5442万5000円の追加でございます。主なものといたしましては東京都市収益事業組合負担金が1億5703万8000円の追加でございます。これまでの収益事業の累積赤字分、それに立川競輪事業廃止措置分従事員離職慰労金等、それとサ

テライト水戸投票機器リース料及び一時借入金の合計額に対する負担金で、福生市の負担割合10.95%に、既に構成市8市の均等割で負担しております負担金の精算分を差し引いた額でございます。なお、負担割合はこれまでの配分金実績と構成市の合併を考慮して、三鷹市が11.95%、西東京市が22.35%、福生市外5市が10.95%となっておりまして、この負担割合及び負担金額は5月の東京都市収益事業組合議会で可決されたものでございます。

また次に、第4項の選挙費1106万円の減額は、都知事選挙費の事務の時間短縮等に伴う職員手当等の減額及び市議会議員選挙費で職員手当等の減額、また見込みにより立候補者が少なかったことや、候補者1人当たりの平均公費負担額が予算額を下回ったことによる市議会議員候補者公費負担金の減額等でございます。

続きまして、第3款民生費は1億2166万7000円の追加でございます。このうち第2項児童福祉費は2069万8000円の追加でございます。乳幼児医療費助成事業都補助金返還金が18年度事業費の額の確定に伴う追加、それと児童扶養手当が当初見込みより対象世帯がふえたことに伴う追加、また、学童クラブ事業費で受け入れ児童数の増などに伴う、学童クラブ事業指定管理委託料及び学童クラブ委託料の追加等でございます。

第3項の生活保護費1億96万9000円は、18年度の生活保護費の額の確定に伴う生活保護費国庫負担金返還金の追加でございます。

次に、第4款の衛生費、第1項保健衛生費は大腸がん検診委託料が委託料単価の増に伴う追加、また、健康センター耐震補強事業費が耐震補強事業に加えて施設のバリアフリー化、空調機器の改良、屋上防水、外壁補修等の老朽化対応を図るため設計委託料等の追加でございます。

次に、第7款商工費2512万円の追加は歳入と関連をいたしております新・元気を出せ商店街事業補助金でございます。商店街のイベント8事業及び活性化2事業に対する補助金でございます。なお、活性化2事業につきましては、福生・武蔵野商店街振興組合の駐車場設置事業と、福生市商工会の福生街かどテレビでございます。

続きまして、第8款土木費の減額につきましては、下水道事業会計繰出金が、下水道事業会計への繰越金等の増に伴い3000万円の減額、一方、本八児童遊園撤去工事費が土地所有者からの返還要請に伴い追加となっております。なお、本八児童遊園は12月をもって廃止し、今年度中に土地を所有者に返還する予定でございます。

続きまして、第10款の教育費の第5項社会教育費は、ふっさっ子の広場の開設に伴う嘱託員報酬、備品購入費など事業費566万8000円の追加でございます。

第6項の保健体育費の主なものとしたしましては、福生地域体育館駐車場拡張事業費を追加させていただいておりますが、本事業は特定防衛施設周辺整備調整交付金により隣接する用地71.96平方メートルを買収し、駐車場を拡張し、駐車台数を確保いたそうとするものでございます。

次に第11款公債費は、市債利子償還費が18年度債の借入利率が確定したことに伴う1331万3000円の減額でございます。

次の第13款の予備費6250万9000円の追加は財源調整でございます。

以上が、一般会計の補正内容でございます。補正額の合計3億4076万2000円の追加によりまして、総額を229億3382万7000円といたそうとするものでございます。

続きまして、恐れ入りますが4ページをお願い申し上げます。第2表の債務負担行為補正につきまして説明申し上げます。今回の債務負担行為補正は容器包装プラスチック選別圧縮梱包委託の追加でございます。期間は20年度まで、限度額は2131万5000円でございます。容器包装プラスチックの保管場所につきましては、法律に基づき国への報告が義務づけられておりますが、リサイクルセンター内が手狭のため、平成20年度も引き続き保管場所を選別圧縮梱包業者の工場所在地として報告期限の10月中に国へ報告するため、事前に業者を決定し、契約締結をいたしたく債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

なお、限度額につきましては、処理量を平成19年度見込みの3%増で580トン、単価をキロ当たり35円で見込み、消費税を含めた2131万5000円といたしております。

以上、議案第61号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。
○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○14番（青海俊伯君） 所管の委員会以外のところで、1点この場でお伺いをいたします。19ページ、民生費の中の学童クラブ事業指定管理委託料1200万円でございますが、学童クラブの人数がふえたことによるものと説明を受けたわけですが、これはどこの日付を起点として人数増としますか。学童クラブですと、多分増減があると思うのです、ふえるときもあれば減るときもあって。そのときにどんな形で計算根拠をもって補正を組まれますか。

例えば、下半期9月から、入れられる予定になってきた9月から翌年3月まででプラス何名として、1人当たり幾らだからとなっているのか。逆に、減額のときには減額補正が入るのかどうか、その辺の契約のあり方についてお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○子ども家庭部長（町田正春君） 学童クラブの関係でございますけれども、指定管理者との関係では年度当初に年度協定というものを結びます。その中には今回の関係で、例えば武蔵野台クラブで言えば武蔵野台クラブは何人ですというふうに、年度当初にそういうふうな協定を結びます。しかしながら、ここの武蔵野台クラブにつきましては、その後に部屋数をふやして受け入れ定員をふやしたというふうな経過がございます。したがって、その受け入れ定員に見合う嘱託職員等を採用せざるを得ないというふうなことから、今回補正をお願いするということでございます。

年度途中のいろいろな児童数の増減につきましては、最終的に年度末で精算をするという形になりますので、御指摘のとおり減額する場合も出てくるというふうに考えております。

○14番（青海俊伯君） ありがとうございます。すると、年度末で精算をするということになると、細かいことを言うと武蔵野台の学童クラブが、例えば今回基本の年度協定以外に何名分ふやすからという形でやりますね。そうしたときに精算するときには12月のは何名だったとか、1月のは何名だったとかという形で合計して、割り込んで精算するという発想でいいのかどうか、そのところだけお願いいたします。

○子ども家庭部長（町田正春君） 基本的に、今回は73人の予定のところを105人受け入れたというふうな形になってございます。そうしますと、どうしても一つの部屋では間に合わないということで二つの部屋にさせていただきました。そうしますと、二つの部屋にするということで、スタッフ、いわゆる嘱託職員等が現状ではどうしても目が届かないということから、新たに採用せざるを得ないというふうな状況が生まれてまいりました。したがって、子どもが1人、2人ふえたからという形でふやしたということではなくて、今回については基本的な部分でふやしたというふうな形でございます。

私の最初の説明がちょっとまずかったかもしれませんが、基本的にこれだけ受け入れるという基準がございまして、受け入れる人数によって配置人員というのが決まっていますので、それは必ず規定上設けなければならないというふうになっていますので、その部分の人件費的な部分がかなりふえてしまったということで御理解をいただければというふうに思います。

したがって、子どもがふえた、減ったという部分の反動としては、要するに保護者の負担金ですか、その辺が若干変わってくるかなということになろうかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で、質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第61号は、総務文教、建設環境、市民厚生 of 3常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 11時15分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

~~~~~

午前11時15分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第62号、平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第62号、平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算でございますが、歳入では国民健康保険税の追加、国庫支出金は19年度療養給付費等負担金の確定に伴う追加、財政調整交付金につきましては特別財政調整交付金の追加、療養給付費等交付金の精算及び繰越金の減額でございます。

歳出におきましては、総務費において東京都保険者協議会負担金の追加、老人保健拠出金の確定に伴う追加、介護給付費納付金の確定による減額、諸支出金は国都支出金精算返還金及び出産育児一時金繰入金の精算による追加、前年度繰上充用に伴う専決処分後の保険税収入の確定による減額でございます。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の45ページをお開き願います。補正予算（第2号）の総則でございますが、第1条歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1447万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億8406万2000円と定めようとするもので、第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

続きまして、補正予算書の46ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正でございますが、1の歳入では第1款、第1項国民健康保険税は2296万9000円の追加は、歳出の財源を保険税により充当するものでございます。

第2款、第1項国庫負担金14万3000円の追加は、老人保健拠出金分の確定に伴う追加によるものでございます。

第2項国庫補助金135万6000円の追加は、特別財政調整交付金でございます。歳出で東京都保険者協議会負担金として支出されるものでございます。

次に、第3款、第1項療養給付費等交付金3000万6000円の追加は、平成18年度療養給付費等交付金の確定に伴う精算による交付金の追加でございます。

次の第7款、第1項繰越金4000万円の減額は、18年度会計におきまして赤字となり、19年度会計から繰上充用を行ったため、繰越金はございませんので、減額をさせていただきますものでございます。

以上、歳入合計で1447万4000円を追加いたしまして、歳入総額を56億8406万2000円といたそうとするものでございます。

続きまして、2の歳出につきまして御説明申し上げます。予算書の47ページをお開き願います。第1款総務費、第1項総務管理費135万6000円の追加は、歳入で説明をさせていただきました特別財政調整交付金で、厚生労働省から示された同額を、東京都保険者協議会負担金として支出するものでございます。

次に、第3款、第1項老人保健拠出金91万2000円の追加は、老人保健拠出金の医療分及び事務費の確定により追加いたそうとするものでございます。

次の第4款、第1項介護給付費納付金82万5000円は、介護給付費納付金の確定による減額でございます。

次に、第8款諸支出金、第1項償還金及び還付金1325万7000円は、平成18年度療養給付費等負担金の確定に伴う返還金でございます。

次の第2項他会計繰出金743万4000円の追加は、平成18年度出産育児一時金の確定に伴います精算金で、一般会計に繰り戻すものでございます。

次の第10款、第1項前年度繰上充用金の766万円の減額は、18年度決算におきまして歳出に歳入の不足が生じたことから、平成19年5月18日現在での決算見込額により、5月25日付、平成19年度補正予算（第1号）として専決処分により7600万3000円を18年度会計繰上充用させていただきました。したがって、その後の5月31日までの出納整理期間内に国保税等の収入がありましたので、専決処分をさせていただきました額から、これを減額させていただくものでございまして、最終的な実質の繰上充用額は6834万2946円となっております。

以上、歳出合計で1447万4000円を追加いたしまして、歳出総額を56億8406万2000円といたそうとするものでございます。

以上で、議案第62号の説明とさせていただきますが、御審議賜りまして、原案のとおり御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第10、議案第63号、平成19年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長 星野恭一郎君登壇）

○福祉部長（星野恭一郎君） 御指名をいただきまして、議案第63号、平成19年度福生市介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成18年度の介護給付費等の確定に伴いまして、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、都支出金及び一般会計からの繰入金などの精算、すなわち既に受け入れをいたしておりますこれらの収入済額と、介護給付費等の確定による実績額との過不足額の精算を行うための予算措置をさせていただくものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして説明申し上げます。補正予算書の71ページをお開きいただきたいと存じます。最初に、総則でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億248万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4625万9000円と定めようとするものでございます。

次に、予算書の72ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入でございますが、第3款支払基金交付金は493万7000円の追加でございます。これは、介護給付費交付金の過年度分でございます。平成18年度分の介護給付費等の確定に伴う精算により追加交付となるものでございます。

次に、第7款繰越金は、9755万円の追加でございます。これは前年度繰越金でございますが、平成18年度の歳入歳出差引額から繰越明許費により平成19年度へ

繰り越すべき財源、いわゆる繰越明許費繰越額を差し引いた額となっております。

以上、歳入の補正額は1億248万7000円でございまして、歳入総額は27億4625万9000円となるものでございます。

次に、予算書の73ページ、歳出でございます。第5款基金積立金は3663万4000円の追加でございますが、これは平成18年度分の介護保険料の収入済額を介護給付費等の財源に充当し、なお、残額を生じますことから、今後の介護給付費の財源不足に備えるため、介護給付費準備基金への積立金でございます。

次に、第7款諸支出金は6585万3000円の追加でございます。第1項償還金及び還付金では5096万4000円の追加でございますが、内訳といたしまして国庫支出金精算返還金が4081万5000円、都支出金精算返還金が703万9000円、支払基金精算返還金の地域支援事業分で311万円となっております。これらはいずれも平成18年度分の介護給付費等の確定に伴う精算による国・東京都及び支払基金への返還金でございます。

次の第2項他会計繰出金につきましては、1488万9000円の追加でございますが、これは一般会計への繰出金でございまして、平成18年度分の一般会計からの繰入金の精算に伴う返還分でございます。

これらによりまして歳出の補正額は、1億248万7000円でございまして、歳出総額は27億4625万9000円となるものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第11、議案第64号、平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第64号、平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入におきましては繰入金の減額、平成18年度の決算に基づきます繰越金の増額と、新五日市街道・陸橋通り污水管撤去工事の減額に伴います歳入の市債及び歳出の事業費の減額、また、歳出の市債利子償還費の確定等に伴います公債費の減額をお願いしようとするものでございます。また、あわせまして地方債の変更をお願いしようとするものでございます。

それでは、補正予算書の内容につきまして説明させていただきます。恐れ入ります

が、補正予算書の91ページをお開きいただきたいと思います。まず、総則でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2018万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5524万6000円と定めようとするものでございます。

次に、第2項におきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることとしております。

第2条の地方債の補正につきましては、後ほど「第2表 地方債補正」のところで説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、92、93ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、第5款繰入金、第1項他会計繰入金は、3000万円の減額で、前年度の繰越金が歳入予算額より増加したことによりますことから、一般会計からの繰入金を5億9000万円にいたそうとするものでございます。

次に、第6款繰越金、第1項繰越金は2711万6000円の増額で、前年度の決算に伴います繰越金でございます。

次に、第8款市債、第1項市債は1730万円の減額で、新五日市街道、睦橋通りの污水管撤去工事が、東京都の工事がおくれたことから、東京都からの要請により平成20年度に繰り延べになったことにより減額するものでございます。なお、睦橋通りのすべての完成は、当初予定どおり平成20年度の完成と聞いているところでございます。

以上、歳入の補正額は2018万4000円の減額で、歳入総額は20億5524万6000円といたそうとするものでございます。

次に、93ページの歳出でございますが、第2款事業費、第1項下水道整備費は1734万6000円の減額でございます。内容につきましては、先ほど歳入の市債のところで説明いたしました新五日市街道、睦橋通りの污水管撤去工事が東京都の工事のおくれから、東京都の要請により平成20年度に工事が繰り延べになったことによる減額でございます。

次に、第3款公債費、第1項公債費194万1000円は、平成18年度債借入利率の確定等に伴います利子で、公共下水道事業債と流域下水道事業債の利子償還費を減額いたそうとするものでございます。

次に、第4款の予備費は89万7000円の減額で、財源調整によるものでございます。

以上、歳出の補正額は2018万4000円の減額で、歳出総額は20億5524万6000円といたそうとするものでございます。

恐れ入りますが、94、95ページをお開きいただきたいと思います。第2表の地方債の補正につきまして説明させていただきます。今回の地方債補正は変更でございますが、歳入の市債のところでも説明させていただきましたが、新五日市街道、睦橋通りの污水管撤去工事の減額に伴い1730万円を減額いたしまして、限度額を9290万円に変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方

法につきましては、補正前と同様でございます。

以上、議案第64号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第12、議案第65号、平成18年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（収入役 並木茂君登壇）

○収入役（並木茂君） 御指名をいただきまして、議案第65号、平成18年度福生市一般会計決算認定につきまして、その概要を御説明申し上げ、提案理由とさせていただきます。

平成16年度から進められてきました国の三位一体の改革では、平成18年度までに国庫補助負担金を約4兆円削減し、約3兆円を自治体の財源として税源移譲する、そして約5兆円の地方交付税の抑制が行われてきたところでございます。

こうした地方財政を取り巻く厳しい財政環境は、当市にも影響があるところでございますが、市民要望に適切に対応しながら、基本構想が目指す「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」づくりに向け、第4次の行政改革大綱を推進し、限られた予算の中で創意工夫を凝らし、第3期の総合計画を着実に推進をいたしましたところでございます。その結果、議会、市民の皆様の御要望に沿った事業等々につきましては、事務報告書の主要な施策の概要にお示しのように、新規施策等々の事業を着実に実施する中で、一般財源の不足を補うためにやむを得ず臨時財政対策債の借入れをするなど、厳しい内容ではございますが、一定の成果のもとに18年度決算を締めくくることができましたことは、議員各位並びに市民の皆さん、そして関係各位の御理解、御協力のたまものでございまして、改めて心より御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、お手元の平成18年度福生市歳入歳出決算書に基づきまして御説明を申し上げます。恐れ入りますが、決算書の1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。平成18年度福生市会計別決算総括表をごらんいただきたいと思います。一番上の一般会計の欄でございます。予算現額は御議決をいただきました当初予算額に、第1号から第4号まで4回の補正予算及び前年度決算における繰越財源額を合わせ、歳入歳出ともに220億788万2900円でございます。歳入決算額は、219億5687万5301円でございます。予算現額に対する収入率は99.8%となっております。また、歳出決算額は214億7845万669円でございます。執行率は97.6%で、歳入歳出差引残額は4億7842万4632円でございます。

次に、7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出決算書の歳

入から御説明申し上げます。なお、恐れ入りますが、1000円未満の額につきましては、四捨五入の数値で御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、第1款市税は予算現額78億3772万円に対し、調定額85億574万4000円で、収入済額は78億9668万2000円、収入率は92.8%でございます。前年度と比較いたしますと、収入率で0.2ポイントの増、収入済額を比較いたしますと8066万1000円、率で1.0%の増となっておりますところでございます。主たる要因といたしましては、市民税は個人均等割額の改定、定率減税の縮減等により増額をいたしておるものの、固定資産税につきましては評価替え等により減額となっており、これらを相殺いたしまして、市税は増額となっているところでございます。なお、市税の収入済額は一般会計歳入総額の36.0%を占めており、これは前年度と比較した場合、1.3%の減となっております。

次に、第2款地方譲与税でございますが、収入済額は5億6845万円で、前年度と比較いたしますと2億1873万1000円、62.5%の増額でございます。主たる増額の要因といたしましては、国の三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の一般財源化に対する、税源移譲までの暫定措置として創設をされております第1項の所得譲与税が、対前年2億2123万9000円ほどの増額によるものでございます。

次に、第3款利子割交付金は6676万7000円、前年度比425万円、6.8%の増額となっております。預金金利の引き上げ実施による支払い利子受け取り総額の増によるものでございます。

次に、第4款配当割交付金は3954万8000円、前年度比1006万8000円、34.2%の増額で、配当受取額の増によるものでございます。

次の第5款株式等譲渡所得割交付金は3514万円、前年度比781万1000円、18.2%の減でございます。株式等譲渡所得の減によるものでございます。

次に、第6款地方消費税交付金でございますが、収入済額6億4530万4000円で、前年度比2055万円、3.3%の増となっております。地方消費税収入額の増額によるものでございます。

次に、第7款自動車取得税交付金は収入済額1億5477万6000円、前年度比503万8000円、3.4%の増となっております。要因といたしましては、販売台数の増による自動車取得税収入額の増額によるものでございます。

第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金等、いわゆる基地交付金でございますが、収入済額は13億7963万6000円、前年度比484万円、0.4%の増額でございます。基地交付金の内訳といたしましては助成交付金が11億6850万9000円、前年度比987万3000円の増、調整交付金につきましては2億1112万7000円で、前年度比503万3000円の減額でございます。なお、この基地交付金は歳入総額の6.3%を占めておるところでございます。

次に、第9款地方特例交付金の収入済額は2億2550万5000円、前年度比7209万5000円、24.2%の減となっております。減額の要因といたしましては、住民税の減税補てん特例交付金分が、定率減税2分の1の廃止などに伴う、減収

見込額の減少による減額が主たる要因でございます。

次に、第10款地方交付税の収入済額は21億6691万2000円、前年度比2億348万8000円、8.6%の減でございます。内訳といたしましては、普通交付税が17億8257万2000円で、国の予算総額の減などにより前年度比1億7074万6000円、8.7%の減となっております。特別交付税につきましては、3億8434万円で、やはり国の予算総額の減などによりまして、3274万2000円、7.9%の減となっているところでございます。なお、普通地方交付税と特別交付税を合わせました地方交付税の総額は、歳入総額の9.9%を占めております。

第10款交通安全対策特別交付金の収入済額は1633万3000円、前年度比57万2000円、率で3.6%の増となっております。

次に9ページ、10ページをお開きいただきたいと存じます。第12款分担金及び負担金の収入済額は2億3636万7000円で、前年度比104万6000円、0.4%の増となっております。主な増額は第1項の負担金のうち、学童クラブ入所児童保護者負担金の増によるものでございます。

次に、第13款使用料及び手数料の収入済額は4億6279万5000円、前年度比2658万6000円、5.4%の減でございます。第1項の使用料は、2億1571万5000円で、前年度比423万7000円、1.9%の減で、減額の要因といたしましては市営福生駅西口駐車場の指定管理者制度の導入に伴う駐車場使用料の減額が主たるものでございます。

第2項手数料は2億4708万円、前年度比2235万円、8.3%の減で、塵芥処理手数料のうち、指定袋売り上げ分の手数料の減額が主たる要因でございます。

次に、第14款国庫支出金は収入済額29億6620万3000円、前年度比2億6193万9000円、8.1%の減でございます。第1項国庫負担金は前年度比1億3989万4000円の減額で、主な要因といたしましては心身障害者福祉費負担金が、自立支援法への移行に伴う介護給付費負担金の増額、あるいは熊川保育園の民営化などに伴う増額がありますが、一方では三位一体の改革に伴い児童手当負担金、児童扶養手当負担金が大幅な減となっております。これらを相殺いたしまして減額となっておりますところでございます。

第2項の国庫補助金は、対前年度1億2254万3000円のやはり減額となっております。新庁舎建設事業補助金、拝島駅自由通路整備事業に対する補助金は増額をいたしておりますが、前年度に実施いたしました市民会館等リニューアル事業等の補助金などが、事業の完了に伴う減額となっております。相殺をいたしまして減額となっているところでございます。

第3項委託金は、前年度とほぼ同額でございます。なお、国庫支出金の収入済額は歳入総額の13.5%を占めているところでございます。

次に、第15款都支出金は、収入済額22億1054万1000円、前年度比8627万6000円、4.1%の増でございます。第1項負担金は、前年度比1億1238万1000円の増額でございます。主な増額の要因といたしましては国庫負担金と同様に、心身障害者福祉費負担金が自立支援法への移行に伴う介護給付費負担金

の増額、あるいは児童手当負担金等々が増額の主たる要因でございます。

第2項の都補助金は、前年度比1620万1000円の増額でございます。増額の主な要因といたしましては、新たに創設されました市町村総合交付金が旧制度の市町村調整交付金、振興交付金及び多摩島しょ底力発揮事業補助金を合わせた額と比較して、増額となったところでございます。

第3項委託金は、前年度比4230万5000円の減額でございます。前年度に実施いたしました都議会議員選挙費、衆議院議員選挙費、あるいは国勢調査費委託費等の減によるものでございます。なお、都支出金の収入済額は歳入総額の10.1%を占めているところでございます。

次に、第16款財産収入の収入済額は4826万9000円、前年度比1793万8000円、59.1%の増額でございます。これは永田橋の拡幅拡大事業に伴い市有地の一部を売却したことによる収入が主な要因でございます。

第17款寄附金につきましては104万円で、保健体育費等への寄附金によるものでございます。

次に第18款繰入金は、収入済額13億767万4000円で、前年度比10億2008万6000円の大幅な増額でございます。増額の要因といたしましては、第2項基金繰入金12億8498万9000円のうち、新庁舎建設に伴う庁舎建設基金の取り崩しにより、繰入金が9億8498万9000円及び財政調整基金1億9000万円が主たるものでございますが、財政調整基金繰入金に関しましては、歳出との関連がございますので、後ほど歳出の諸支出金の項目のところで御説明を申し上げたいと存じます。

次に、第19款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

第20款諸収入は、収入済額1億8888万3000円、前年度比3147万5000円、20.0%の増でございます。増額の要因といたしましては第5項の雑入のうち資源売払収入1383万9000円ほどの増額が主たるものでございます。

次に、11ページ、12ページをお開きいただきたいと存じます。第21款市債の収入済額は9億5590万円、前年度比1億6540万円、20.9%の増でございます。内容といたしましては、新庁舎建設事業債3億4320万円、臨時財政対策債については将来の財政負担軽減のため前年度比1億1000万円減額の3億9000万円等々でございます。

以上が、歳入決算額の概要でございます。

恐れ入りますが、次の13ページ、14ページをお開きいただきたいと存じます。歳出につきまして御説明申し上げます。

最初に、第1款議会費でございますが、支出済額は2億9430万3000円、執行率は98.8%で、前年度比894万9000円、3.1%の増でございます。職員1名の増による職員人件費の増額が主たるものでございます。

次に、第2款総務費でございますが、支出済額は37億5909万9000円、執行率は98.8%で、支出済額は歳出総額の17.5%を占めております。前年度と比較いたしますと14億4193万5000円、62.2%の大幅な増となっております。



まして、増額の要因といたしましては第1項の総務管理費におきまして市営福生駅西口駐車場の指定管理者制度による減額がありますが、新庁舎建設事業費の大幅な増額に伴いまして増額となっているところでございます。

一方、第4項の選挙費におきましては、歳入の項でも御説明のように前年度に行われました都議会議員選挙費及び参議院議員選挙費により、前年度比2289万9000円の減額となっているところでございます。

次に、第3款民生費は、支出済額78億6721万3000円で、歳出総額の36.6%を占めております。前年度と比較いたしますと2368万2000円、0.3%の減となっております。内容といたしましては、第1項社会福祉費におきまして心身障害者居宅生活支援費等の減額がありますが、国保会計、介護保険特別会計等々への繰出金の増による増額、次の第2項の児童福祉費におきましても児童手当等の増額がありますが、第3項生活保護費におきましては、医療扶助費が前年に比べ大幅な減額によりまして、これらを相殺いたしまして民生費は減額となっておりますところでございます。

次に、第4款衛生費は、支出済額24億4987万3000円で、歳出総額の11.4%を占めておりまして、前年度比9405万円、3.7%の減でございます。減額の要因といたしましては、福生病院組合負担金が前年度比3568万2000円の減、西多摩衛生組合負担金につきましても、福生市分の搬入量の減などにより6502万9000円の減が主たる要因でございます。

次に、第5款労働費は、前年度とほぼ同様でございます。

第6款農林水産業費は支出済額5904万2000円、前年度比136万9000円、2.4%の増でございます。この年度では多摩川堤防沿いの桜樹木の診断をいたしましたところでございます。

次に、第7款商工費でございますが、支出済額は9334万6000円、前年度比18万3000円、0.2%の減となっておりますが、事業の内容といたしましては前年度とほぼ同様でございます。

次に、第8款土木費は、支出済額20億2373万5000円、歳出総額の9.4%を占めておりまして、前年度比9505万円、4.5%の減額となっております。減額の主な要因といたしましては、第2項道路橋りょう費につきましては、去る8月24日に暫定ではございますが供用開始をいたしました拝島駅自由通路整備事業、東福生駅自由通路上屋設置事業、第一中学校西側の歩道設置事業等々による大幅な増額がありますが、第3項の都市計画費においては、前年度に実施いたしました中福生公園拡張事業、原ヶ谷戸緑地、これは原ヶ谷戸どんぐり公園でございますが、これの新設事業等の減により相殺いたしまして、土木費は前年に比べ減額となっておりますところでございます。

第9款消防費でございますが、支出済額8億6745万5000円、前年度比4826万9000円、5.3%の減となっております。減額の要因といたしましては、国民保護計画策定経費等の増額はあるものの、常備消防費の消防事務都委託費負担金の減が主たる要因でございます。

次に15、16ページをお開きいただきたいと存じます。第10款教育費でございますが、支出済額は26億2097万3000円で、歳出総額の12.2%を占めておりまして、前年度比5億248万5000円、16.1%の減でございます。主たる内容、あるいは増減につきましては、第2項小学校費は、第四小学校防音機能復旧事業、各校への防犯カメラ設置事業等による増額、一方、第3項中学校費は小学校と同様に防犯カメラ設置事業等があるものの、前年度実施の第三中学校ランチルーム整備事業等の減に伴い、減額となっておりますところでございます。

また、第5項の社会教育費につきましても、中央体育館耐震補強事業、加美平野球場の防球ネット改良事業はありますが、前年度実施の市民会館等リニューアル事業等の減額により、減額となっておりますところでございます。

次に、第11款公債費の支出済額は12億5061万円で、前年度比3254万4000円、2.7%の増額となっております。これは臨時財政対策債分の償還元金の増額が主たるものでございます。

次に、第12款諸支出金の支出済額は1億9269万8000円で、このうち主な内容といたしましては1億9000万円について、先ほど歳入のところで御説明いたしました財政調整基金繰入金1億9000万円との相殺となります。このことにより財政調整基金への実質的な積み立て取り崩しはなかったところでございます。したがって、前年度決算と同様に財政調整基金の取り崩しをしない決算をすることができたところでございます。なお、平成18年度末の基金積立残高につきましては、財産に関する調書として、この決算書の338ページ以降及び事務報告書の405ページに記載してございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

次に、第13款予備費につきましては、7件で738万1000円を予備費から充用させていただきました。

以上が、歳出決算額でございます。歳入歳出差引残額は4億7842万4632円でございます。

次に、財政構造から見る財政分析の主な指標等について、普通会計ベースで申し上げますと、財政力指数は0.779、前年度比0.007ポイントの増、経常収支比率は96.3%で、前年度比0.4ポイントの増、公債費比率は7.5%、前年度比0.1ポイントの減となっておりますところでございます。

以上が、議案第65号、平成18年度福生市一般会計決算についての概要でございます。御審査を賜りまして、原案について御認定くださいますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 高橋章夫君登壇）

○監査委員（高橋章夫君） 御指名をいただきましたので、監査報告をさせていただきます。議案第65号、平成18年度福生市一般会計決算認定について、決算審査の報告を申し上げます。

審査に当たりまして、野澤市長から提出されました決算書類が地方自治法等関係法令に準拠し調製されているか、また、予算が適正かつ効率的に執行されているかにつきまして関係部課長などの出席を求め、7月2日から延べ6日間にわたり決算審査を実施いたしました。その審査結果につきましては、お手元に御配付されております審査意見書のとおりでございます。審査内容につきましては、省略をさせていただきます。

当決算につきましては、地方自治法等関係法令の規定に基づいて作成されており、関係諸帳簿及び証書類などと照合し審査をいたしました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

当市の財政状況を見ますと、自主財源においては市税、財産収入、繰入金及び諸収入などが収入の動向に大きく影響いたしておりまして、前年度に比較して10.9%で、10億3692万1000円の増加となっております。

一方、依存財源におきましては地方譲与税、地方消費税交付金、都支出金及び市債などが増加いたしました。地方交付税、国庫支出金などが減少したことにより、総額では前年度比0.3%で、2960万7000円の減少となっており、歳入総額に占める依存財源の割合は52.1%で、依然として高い状況となっております。

そこで、自主財源確保につきましては、大変厳しい経済状況の中でそれぞれ努力し、一定の成果を上げられていることは評価するものであり、市税を初め国民健康保険税、使用料及び負担金などについては今後も積極的に収入率の向上に向けて創意工夫される組織体制の充実をより一層図るなど、さらなる努力をされるよう御要望申し上げるものであります。

また今後の財政運営は極めて厳しい財政状況を踏まえ、歳入の根幹をなす市税などの財源確保はもちろんのこと、歳出全般にわたる見直しをさらに図り、経常経費の抑制、定員管理及び組織改正など行財政改革を積極的に強化推進し、かつ計画的に取り組み、簡素にして効率的な財政運営を図り、市政の発展と市民の福祉の向上が図れるよう御要望を申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号は、18人の委員をもって構成する平成18年度福生市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第65号については、1

8人の委員をもって構成する平成18年度福生市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました平成18年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により清水義朋君、末次和夫君、杉山行男君、乙津豊彦君、堀雄一朗君、原田剛君、加藤育男君、串田金八君、田村昌巳君、増田俊一君、奥富喜一君、阿南育子君、羽場茂君、青海俊伯君、大野聰君、大野悦子君、田村正秋君、小野沢久君、以上18人の皆さんを平成18年度福生市一般会計決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 暫時休憩いたします。

午後1時8分 休憩

~~~~~

午後1時43分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長より報告いたします。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 平成18年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告について（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

ただいま報告いたしましたとおり、特別委員会の正副委員長の互選結果が参っております。ここで、正副委員長になられた方々からごあいさつを願います。

まず、委員長、串田金八君。

（平成18年度福生市一般会計決算審査
特別委員長 串田金八君登壇）

○平成18年度福生市一般会計決算審査特別委員長（串田金八君） ただいま、委員会室におきまして、平成18年度一般会計決算審査特別委員会におきまして、皆様の互選により委員長に推薦されました。もとより力はありませんが、皆様の御協力を切にお願いいたしまして、委員長のあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いします。（拍手）

○議長（原島貞夫君） 次に、副委員長、末次和夫君。

（平成18年度福生市一般会計決算審査
特別副委員長 末次和夫君登壇）

○平成18年度福生市一般会計決算審査特別副委員長（末次和夫君） ただいま、平成18年度福生市一般会計決算審査特別副委員長を仰せつかりました末次和夫でございます。よろしくお願いいたします。

先ほども申し述べましたが、何分にもわからないことが多くて、御迷惑をかけるかもしれませんが、20年度の予算案につながる重要な審査でございますので、委員長を補佐して、一生懸命頑張りたいと思いますので、皆さん、ひとつよろしくお願いいたします。以上でございます。（拍手）

○議長（原島貞夫君） 以上で正副委員長のごあいさつは終わりました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第13、議案第66号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（会計課長 小林重雄君登壇）

○会計課長（小林重雄君） 御指名をいただきまして、議案第66号 平成18年度福生市国民健康保険特別会計決算認定につきまして、説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の203、204ページをお開きいただきたいと存じます。それでは、歳入歳出決算書の歳入から説明申し上げます。一番下の予算現額は、当初予算に3回の補正予算を行いまして、歳入歳出ともに55億6724万8000円でございます。歳入決算額は54億5096万7765円ございまして、予算現額に対する収入率は97.9%でございます。前年度と比較いたしますと、12.7%、6億1443万4993円の増となっております。

それでは、内容につきまして説明申し上げます。なお、1000円未満の額につきましては四捨五入させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第1款国民健康保険税でございますが、収入済額は15億8309万7000円ございまして、前年度と比較いたしますと5.7%、8474万5000円の増となっております。調定額に対する収入率は現年度分で87.5%、滞納繰越分で19.7%、合計69.9%で、前年度より0.4ポイントの増となっております。

次に、第2款国庫支出金でございますが、収入済額は13億3504万8000円ございまして、前年度と比較いたしますと5.3%、7456万7000円の減となっております。主な要因といたしましては、制度の見直しによりまして、国庫補助金の財政調整交付金は増額となったものの、国庫負担金の療養給付費等負担金の減額に伴い相殺いたしまして、減となっております。

次に、第3款療養給付費等交付金でございますが、退職被保険者にかかわるものでございまして、収入済額は10億5973万6000円で、前年度と比較いたしますと20.3%、1億7902万1000円の増となっております。

次に、第4款都支出金でございますが、収入済額は2億9525万9000円ございまして、前年度と比較いたしますと35.3%、7699万6000円の増となっております。これは主に、第2項都補助金のうち三位一体改革に伴い17年度から設けられました財政調整交付金の増によるものでございます。

次に、第5款共同事業交付金でございますが、収入済額は3億525万9000円ございまして、前年度と比較いたしますと2億2659万5000円の大幅増となっております。これは平成18年10月から新たに保険財政共同安定化事業が開始されたことに伴う交付金の増が主なものでございます。

次に、第6款繰入金でございますが、収入済額は8億5881万2000円ございまして、前年度と比較いたしますと15.1%、1億1273万2000円の増となっております。これは、その他一般会計繰入金の増が主なものでございます。

次に、第7款繰越金でございますが、収入済額はゼロ円でございます。

次に、第8款諸収入でございますが、収入済額は1375万7000円でございます。前年度と比較いたしますと891万3000円の増となっております。これは一般被保険者第三者行為による納付金の増が主なものでございます。

以上が、歳入の概要でございます。

次に205、206ページをお開きいただきたいと存じます。続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。一番下の歳出決算額は55億1931万711円でございます。執行率は99.1%でございます。前年度と比較いたしますと9.5%、4億7843万8409円の増となっております。

第1款総務費でございますが、支出済額は2159万1000円でございます。前年度と比較いたしますと15.4%、288万8000円の増となっております。主な要因といたしましては、2年に1度の保険証の一斉更新がなかったことにより、保険証作成等に要する経費は減額となったものの収納率向上のため、新たに保険税収納専門員派遣事業を実施したことによる経費の増額に伴い相殺いたしまして、増となっております。

次に、第2款保険給付費でございますが、支出済額は36億288万1000円でございます。支出総額の65.3%を占めております。前年度と比較いたしますと9.1%、2億9964万8000円の増となっております。これは第1項療養諸費の一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費の増が、主なものでございます。

次に、第3款老人保健拠出金でございますが、支出済額は9億6514万4000円でございます。前年度と比較いたしますと16.2%、1億8723万4000円の減となっております。これは制度改正により、老人医療対象者が国民健康保険へ移行してきたことに伴う、医療費拠出金の減が主なものでございます。

次に、第4款介護給付費納付金でございますが、支出済額は3億8673万6000円でございます。前年度と比較いたしますと1.9%、727万4000円の増で、ほぼ前年度並みとなっております。

次に、第5款共同事業拠出金でございますが、支出済額は3億2124万1000円でございます。前年度と比較いたしますと2億1762万8000円の大幅増となっております。これは平成18年10月から、新たに保険財政共同安定化事業が開始されたことに伴う拠出金の増が、主なものでございます。

次に、第6款保健事業費でございますが、支出済額は965万7000円でございます。前年度と比較いたしますと724万2000円の増となっております。これは平成20年度から実施されます特定健診、特定保健指導事業にかかわりますシステム開発に伴う負担金の増が、主なものでございます。

次に、第7款公債費でございますが、支出済額は8万3000円でございます。

次に、第8款諸支出金でございますが、支出済額は763万8000円でございます。前年度と比較いたしますと62.8%、1286万7000円の減となっております。これは療養給付費交付金精算返還金がなかったことによる減が、主なもので

ございます。

次に、第9款予備費につきましては7件、88万6000円を充用させていただきました。

次に、第10款前年度繰上充用金でございますが、2億434万円を平成17年度の歳入に充当し、不足額の補てんをさせていただきました。

以上が、歳出決算でございます。歳入歳出差引歳入不足額は6834万2946円でございます。このため、翌年度歳入繰上充用金6834万2946円につきましては、平成19年度予算から繰上充用させていただき、平成18年度の歳入に充当して不足額の補てんをいたしたところでございます。

以上が、平成18年度福生市国民健康保険特別会計決算の内容でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり認定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 2時10分まで休憩いたします。

午後1時57分 休憩

~~~~~

午後2時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 高橋章夫君登壇）

○監査委員（高橋章夫君） 御指名をいただきましたので、監査報告をさせていただきます。

議案第66号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について、決算審査の結果を御報告申し上げます。内容につきましては、お手元に御配付の審査意見書44ページから50ページのとおりでございます。

当決算に当たりましては、関係法令などの規定に基づいて作成されており、関係諸帳簿及び証書類などと照合し審査をいたしました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

なお、歳入については前年度と比較しますと国民健康保険税、療養給付費等交付金、共同事業交付金などが増加となっております。また、歳出については保険給付費、共同事業拠出金などが増加し、老人保健拠出金及び諸支出金が減少となっております。

このような状況の中で保険税の収入未済額が減少しており、対調定に対する収入率は69.9%で、前年度と比較しますと0.4ポイントの増加となっているものの、まだまだ低い状況にあります。

今後、緩やかな景気の回復などが予想されておりますが、被保険者の増加や医療費などの大幅な増加が続く限り、国保の財政運営は大変厳しい状況と考えられます。したがって、今後も引き続き保険税収納専門員などによる収納率の向上及び収納対策を積極的に強化推進するとともに、適正な医療給付に努め、国及び東京都に対して補助金等の増額要求を積極的に行い、国民健康保険特別会計の健全な財政運営がより一層図れますよう御要望申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第14、議案第67号、平成18年度福生市老人保健医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（会計課長 小林重雄君登壇）

○会計課長（小林重雄君） 御指名をいただきまして、議案第67号、平成18年度福生市老人保健医療特別会計決算認定につきまして、説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の237、238ページをお開きいただきたいと存じます。それでは、歳入歳出決算書の歳入から説明申し上げます。一番下の予算現額は、当初予算に1回の補正予算を行いまして、歳入歳出ともに32億3576万2000円でございます。歳入決算額は31億5087万3106円ございまして、予算現額に対する収入率は97.4%でございます。前年度と比較いたしますと4.5%、1億5000万8136円の減となっております。

それでは、内容につきまして説明申し上げます。なお、1000円未満の額につきましては四捨五入させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第1款支払基金交付金でございますが、収入済額は17億8635万3000円ございまして、前年度と比較いたしますと9.8%、1億9355万6000円の減となっております。これは、各保険者から拠出されました支払基金からの医療費交付金の減が、主なものでございます。

次に、第2款国庫支出金でございますが、収入済額は8億7204万2000円ございまして、前年度と比較いたしますと0.4%、354万1000円の増となっております。これは医療費負担金の増が、主なものでございます。

次に、第3款都支出金でございますが、収入済額は2億2551万4000円ございまして、前年度と比較いたしますと1.3%、286万6000円の増となっております。これは医療費に対する東京都の負担金の増によるものでございます。

次に、第4款繰入金でございますが、収入済額は2億3008万5000円ございまして、前年度と比較いたしますと5.2%、1147万2000円の増となっております。これは医療費に対する市負担分で、一般会計からの繰入金でございます。

次に、第5款繰越金でございますが、収入済額は3682万5000円ございまして、これは前年度からの繰越金でございます。前年度と比較いたしますと2666万円の増となっております。

次に、第6款諸収入でございますが、収入済額は5万4000円ございまして、前年度と比較いたしますと94.8%、99万1000円の減となっております。これは主に第三者行為による納付金がなかったことによるものでございます。以上が歳



入の概要でございます。

次に239、240ページをお開きいただきたいと存じます。続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。一番下の歳出決算額は31億3213万2523円でございます、執行率は96.8%でございます。前年度と比較いたしますと4.0%、1億3192万3447円の減となっております。

第1款医療諸費でございますが、支出済額は30億9504万4000円でございます、前年度と比較いたしますと4.6%、1億4883万3000円の減となっております。これは医療給付費の減が、主なものでございます。

次に、第2款諸支出金でございますが、支出済額は3708万8000円でございます、前年度と比較いたしますと83.8%、1690万9000円の増となっております。これは前年度精算に伴う支払基金への返還金の増が、主なものでございます。

第3款予備費の支出済額はゼロ円でございます。

以上が歳出決算でございます、歳入歳出差引残額は1874万583円でございます。

以上が、平成18年度福生市老人保健医療特別会計決算の内容でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり認定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 高橋章夫君登壇）

○監査委員（高橋章夫君） 御指名をいただきましたので、議案第67号、平成18年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について、決算審査の結果を御報告申し上げます。内容につきましては、お手元に御配付の審査意見書51ページから53ページのとおりでございます。

当決算につきましては、関係法令の規定に基づきまして作成されており、関係諸帳簿及び証書類などと照合し審査をいたしました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

なお、歳入においては前年度と比較して4.5%、1億5000万8000円の減少、また歳出についても4%、1億3192万4000円の減少となっており、このうち医療諸費が4.6%、1億4883万3000円の減少となっております。

今後、ますます高齢者の増加傾向に伴いまして、高齢者社会の進展が進む状況となっており、今までの老人保健法に基づく保険事業から、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療制度へ向けて、大変複雑な時期となっておりますが、より一層高齢者対策の充実を図り、引き続き医療費などの抑制を図られますよう御要望申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第15、議案第68号、平成18年度福生市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（会計課長 小林重雄君登壇）

○会計課長（小林重雄君） 御指名をいただきまして、議案第68号、平成18年度福生市介護保険特別会計決算認定につきまして、説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の257、258ページをお開きいただきたいと存じます。それでは、歳入歳出決算書の歳入から説明申し上げます。一番下の予算現額は、当初予算に2回の補正予算を行いまして、歳入歳出ともに26億3297万1000円でございます。歳入決算額は26億506万8175円でございます。予算現額に対する収入率は98.9%でございます。前年度と比較いたしますと5.6%、1億3804万7136円の増となっております。

それでは、内容につきまして説明申し上げます。なお、1000円未満の額につきましては四捨五入させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第1款介護保険料でございますが、収入済額は5億5061万2000円でございます。前年度と比較いたしますと40.7%、1億5935万9000円の増となっております。これは第3期福生市介護保険事業計画の作成に沿った介護保険料の見直しや、被保険者の増加などにより保険料が増となったものでございます。調定額に対する収入率は94.6%でございます。

次に、第2款国庫支出金でございますが、収入済額は5億4500万1000円でございます。前年度と比較いたしますと1.9%、1053万3000円の減となっております。これは主に介護保険法の改正に基づき新設された地域支援事業に対する交付金が増となったものの、介護給付費負担金の減額に伴い相殺いたしまして、減となっております。

次に、第3款支払基金交付金でございますが、収入済額は7億2322万3000円でございます。前年度と比較いたしますと4.7%、3577万9000円の減となっております。これは地域支援事業支援交付金の新設により増となったものの、介護給付費交付金の減額に伴い相殺いたしまして、減となっております。

次に、第4款都支出金でございますが、収入済額は3億7275万3000円でございます。前年度と比較いたしますと24.7%、7376万4000円の増となっております。これは介護給付費負担金の増額及び地域支援事業支援交付金の新設により、増となったものでございます。

次に、第5款財産収入でございますが、収入済額は1万円でございます。これは基金積立金の利子でございます。

次に、第6款繰入金でございますが、収入済額は3億6439万5000円でございます。前年度と比較いたしますと4.3%、1497万2000円の増となっております。収入済額の内訳といたしまして、第1項一般会計繰入金は介護給付費繰入

金が3億627万1000円、地域支援事業繰入金は介護予防事業、包括的支援事業・任意事業合計で890万7000円、事務費繰入金が3730万円でございます。

第2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金が1191万7000円でございます。

次に、第7款繰越金でございますが、収入済額が4695万7000円でございますして、前年度と比較いたしますと52.6%、1619万3000円の増となっております。

次に、第8款市債でございますが、収入済額はゼロ円でございますして、前年度と比較いたしますと8200万円の減となっております。これは東京都より財政安定化基金貸付金を受けなくても運営が可能となったことによるものでございます。

次に、第9款諸収入でございますが、収入済額が211万7000円でございますして、前年度と比較いたしますと206万1000円の増となっております。これは高齢者配食サービス事業が、一般会計から介護保険特別会計へ組み替えとなったことによるものでございます。以上が、歳入の概要でございます。

次に、259、260ページをお開きいただきたいと存じます。続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。一番下の歳出決算額は25億657万1196円でございますして、執行率は95.2%でございます。前年度と比較いたしますと3.6%、8650万7171円の増となっております。

第1款総務費でございますが、支出済額が3002万8000円でございますして、前年度と比較いたしますと26.5%、1081万8000円の減となっております。これは介護保険制度改正用のパンフレット作成がなかったこと、また、介護保険制度改正に対応するためのシステム改良委託が、ほぼ完了したことによる減が主なものでございます。また、平成20年度施行予定の後期高齢者医療制度対応のためのシステム改良事業費として、翌年度繰越額189万円の繰越明許をいたしております。これは事務処理システム自体の変更に加え、国保連合会と関連システムとの調整も必要なことから、年度内に完了することが困難なため、繰越明許といたしたものでございます。

次に、第2款介護給付費でございますが、支出済額は23億3598万3000円でございますして、支出総額の93.2%を占めております。前年度と比較いたしますと0.4%、1024万8000円の減となっております。これは主に特定入所者介護サービス費及び高額介護サービス費が増額となったものの、制度改正により施設入所者の負担などの見直しが行われたことにより、介護サービスと給付費の減額に伴い相殺いたしまして、減となっております。

次に、第3款地域支援事業費でございますが、支出済額は4827万5000円でございますして、平成18年度の介護保険制度改正によりまして、18年度に新設したものでございまして、介護予防事業の推進や地域における自立支援を図るためのものでございます。

次に、第4款財政安定化基金拠出金でございますが、支出済額は73万円でございますして、前年度と比較いたしますと63.0%、124万5000円の減となっております。

ります。

次に、第5款基金積立金でございますが、支出済額は1192万7000円でございます。これは介護給付費準備基金へ積み立てたものでございます。前年度と比較いたしますと1038万2000円の増となっております。平成17年度精算金の増によるものでございます。

次に、第6款公債費でございますが、支出済額は4450万円でございます。前年度と比較いたしますと4449万9000円の増となっております。これは第2期、15、16、17年度で東京都財政安定化基金から借り入れた1億3350万円を、第3期の3年間で償還するためのものでございます。

次に、第7款諸支出金でございますが、支出済額は3512万8000円でございます。これは主に国都支出金精算返還金、支払基金精算返還金及び一般会計への繰出金でございます。

次に、第8款予備費につきましては2件、63万4000円を充用させていただきました。

以上が歳出決算でございます。歳入歳出差引残額は9849万6979円でございます。

以上が、平成18年度福生市介護保険特別会計決算の内容でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり認定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 引き続き監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 高橋章夫君登壇）

○監査委員（高橋章夫君） 御指名をいただきましたので、議案第68号、平成18年度福生市介護保険特別会計決算認定について、決算審査の結果を御報告申し上げます。内容につきましては、お手元に御配付の審査意見書の53ページから58ページのとおりでございます。

当決算におきましては、関係法令の規定に基づいて作成されており、関係諸帳簿及び証書類などと照合し審査をいたしました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

なお、歳入においては26億506万8000円、歳出は25億657万1000円で、ともに増加となっております。歳出の主なものは介護給付費で、23億3598万3000円、構成比93.2%となっております。今後、ますます高齢化が進み、介護給付費などの増加が予測されることから、介護保険法に基づく介護サービスの適切な提供により、高齢者が自立に向けて福祉の増進を図るとともに、地域支援事業により介護予防が図られますよう御要望申し上げます。審査報告といたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○14番（青海俊伯君） 1点だけお尋ねをいたします。決算書の268ページ、事務報告書の306ページになりますが、現年度の収入済額5億4563万9400円があつて、収入未済額が1600万円ほどございますが、事務報告書を見ますと13

年度から18年度まで、6年間にわたって収納率が毎年下がってきております。98.42%から始まりまして、18年度は97.07%、この収納率が年々下がってきていることについてはどのようにお考えになっていらっしゃるか、見解だけで結構でございますので、認識のほどをお聞かせください。

○議長（原島貞夫君） 暫時休憩いたします。

午後2時37分 休憩

~~~~~

午後2時40分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長（石川弘君） 大変申しわけございません。後ほど答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 2時50分まで休憩いたします。

午後2時40分 休憩

~~~~~

午後2時49分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長（石川弘君） 大変貴重な時間をお使いいただきまして申しわけございません。

収納率が下がってきているのはどういうことかということでございますが、介護保険料につきましては、1号保険につきましては年金あるいは普通徴収で、介護で集めているわけでございますが、国保では2号保険者、40歳から64歳を保険税と一緒に集めているところでございます。この下がってきている理由でございますが、納税者が介護保険、この制度そのものに対する理解が不足をしてきているのではないかというふうに考えておりますが、これらにつきましては保険年金係、あるいは介護保険係と共同で今後制度の内容のPRをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○14番（青海俊伯君） 思わぬところで貴重な時間を費やして申しわけないところでございますが、心配なのは、やはりだんだん国保に近づいてきているかなという性格上の問題もありますし、負担感の問題も出てきていると思いますので、ぜひとも付託される委員会の中で、より深く、どこに原因があって何か対策があるのかどうかも含めて、ぜひとも御審議をいただきたいとお願い申し上げて、終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第16、議案第69号、平成18年度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(会計課長 小林重雄君登壇)

○会計課長(小林重雄君) 御指名をいただきまして、議案第69号、平成18年度福生市下水道事業会計決算認定につきまして、説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の287、288ページをお開きいただきたいと存じます。それでは、歳入歳出決算書の歳入から説明申し上げます。一番下の予算現額は、当初予算に3回の補正予算を行いまして、歳入歳出ともに21億8872万1000円でございます。歳入決算額は22億227万9292円でございます。予算現額に対する収入率は100.6%でございます。前年度と比較いたしますと3.4%、7148万7736円の増となっております。

それでは、内容につきまして説明申し上げます。なお、1000円未満の額につきましては四捨五入させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第1款分担金及び負担金でございますが、収入済額は48万2000円でございます。前年度と比較いたしますと60.0%、72万2000円の減となっております。これは下水道事業受益者負担金の減が主なものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料でございますが、収入済額は10億2731万5000円でございます。前年度と比較いたしますと4.9%、4835万4000円の増となっております。これは平成17年7月に下水道使用料の改定をさせていただきまして、平成18年度は通年ベースとなりましたことから増となっております。また、調定に対する収入率は99.0%で、ほぼ前年度と同率でございます。

次に、第3款国庫支出金でございますが、収入済額は1186万円でございます。前年度と比較いたしますと80.6%、4921万8000円の減となっております。これは多摩川排水区の幹線に接続する支線工事が前年度に完了したことにより、下水道管渠埋設費補助金がなくなったことによる減が主なものでございます。

次に、第4款財産収入でございますが、収入済額はゼロ円でございます。

次に、第5款繰入金でございますが、収入済額は予算現額と同額の6億1000万円でございます。一般会計からの繰入金でございます。前年度と比較いたしますと20.8%、1億6000万円の減となっております。

次に、第6款繰越金でございますが、収入済額は9375万6000円でございます。前年度と比較いたしますと80.0%、4167万円の増となっております。

次に、第7款諸収入でございますが、収入済額は2396万6000円でございます。前年度と比較いたしますと17.2%、351万7000円の増となっております。これは消費税還付金の増が主なものでございます。

次に、第8款市債でございますが、収入済額は4億3490万円でございます。この内訳といたしましては公共下水道事業債6080万円、流域下水道事業債8200万円、公営企業借換債2億9210万円でございます。前年度と比較いたしますと76.8%、1億8890万円の増となっております。これは、下水道事業債は減額となったものの、高金利対策として公営企業借換債の発行により増額となり、相殺いたしまして増となっております。以上が、歳入の概要でございます。

次に２８９、２９０ページをお開きいただきたいと存じます。続きまして、歳出につきまして説明申し上げます。一番下の歳出決算額は２１億４５１６万２４５０円でございます。執行率は９８．０％でございます。前年度と比較いたしますと５．３％、１億８１２万７２３０円の増となっております。

第１款総務費でございますが、支出済額は５億５７９０万３０００円でございます。前年度と比較いたしますと２１万１０００円の減となっております。これは主に下水道施設維持管理補修工事費は増額となったものの、職員人件費等の減額に伴い相殺いたしまして減となっております。

次に、第２款事業費でございますが、支出済額は１億６２１３万４０００円でございます。前年度と比較いたしますと４８．２％、１億５１１１万円の減となっております。これは主に新五日市街道雨水管理設工事負担金が新たに増となったものの、多摩川排水区の幹線に接続する支線工事が前年度に完了したことにより、管渠新設改良工事費が減額となり相殺いたしまして、減となっております。

次に、第３款公債費でございますが、支出済額は１４億２５１２万５０００円でございます。前年度と比較いたしますと２２．３％、２億５９４４万８０００円の増となっております。これは下水道事業債の利子償還金は減額となったものの、元金償還金の増額に伴い相殺いたしまして、増となっております。なお、平成１８年度末の地方債現在高は、８８億３３８６万９０００円でございます。

次に、第４款予備費につきましては１件、１１０万６０００円を流用させていただきました。

以上が歳出決算でございます。歳入歳出差引残額は５７１１万６８４２円でございます。

以上が、平成１８年度福生市下水道事業会計決算の内容でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり認定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 引き続き監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 高橋章夫君登壇）

○監査委員（高橋章夫君） 御指名をいただきましたので、議案第６９号、平成１８年度福生市下水道事業会計決算認定について、決算審査の結果を御報告申し上げます。内容につきましては、お手元に御配付の審査意見書５９ページから６３ページのとおりでございます。

当決算につきましては、関係法令の規定に基づいて作成されており、関係諸帳簿及び証書類などと照合し審査をいたしました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

当年度の下水道事業につきましては施設維持管理、雨水排水管布設替工事並びに新五日市街道雨水管理設工事などが中心に行われております。また、歳入の前年度比は増加であり、増加の主なものを使用料及び手数料、繰越金などがございます。歳出の対前年度比も増加であり、増加の主なものは下水道施設維持管理費、市債元金償還費などとなっております。

なお、今後も建物の水洗化促進をさらに図るとともに、効率的な事業運営に努められるよう御要望申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第17、議案第70号、平成18年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（会計課長 小林重雄君登壇）

○会計課長（小林重雄君） 御指名をいただきまして、議案第70号、平成18年度福生市受託水道事業会計決算認定につきまして、説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の311、312ページをお開きいただきたいと存じます。それでは、歳入歳出決算書の歳入から説明申し上げます。なお、1000円未満の額につきましては、四捨五入させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第1款受託水道事業収入でございますが、収入済額は3億1743万円でございます。これは全額東京都からの受託水道事業収入でございます。収入済額の内訳といたしましては管理収入が2億4921万5000円、建設工事収入が6821万5000円でございます。

次に313、314ページをお開きいただきたいと存じます。続きまして、歳出の内容につきまして説明申し上げます。第1款受託水道事業費でございますが、支出済額は3億1743万円でございます。第1項水道管理費の支出済額は2億4921万5000円でございます。前年度と比較いたしますと18.3%、5591万2000円の減となっております。これは配水管布設替工事費の減額と、下水道関連施設工事費がなかったことによる減が、主なものでございます。

第2項建設改良費の支出済額は6821万5000円でございます。前年度と比較いたしますと12.7%、770万8000円の増となっております。これは配水管新設工事費の増が主なものでございます。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

以上が、平成18年度福生市受託水道事業会計決算の内容でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり認定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 引き続き監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 高橋章夫君登壇）

○監査委員（高橋章夫君） 御指名をいただきましたので、議案第70号、平成18年度福生市受託水道事業会計決算認定について、決算審査の結果を御報告申し上げます。内容につきましては、お手元に御配付の審査意見書の63ページから64ページ

のとおりでございます。

当決算につきましては、関係法令の規定に基づいて作成されており、関係諸帳簿及び証書類などと照合し審査をいたしました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

今後とも給配水施設の改良、改善整備を図り、日常生活や災害などでも市民が安心し、安全で安定した給配水の確保ができるよう、より一層の御努力をお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程18、議案第71号、財産の取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第71号、財産の取得につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

本件は、新庁舎の備品といたしまして、窓口用のカウンター1式を購入いたそうとするものでございまして、その予定価格が2000万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御同意をいただきたく提案申し上げます。

なお、このカウンター1式につきましては、恐れ入ります、事前に配付させていただいております本会議資料、財産の取得について、関係資料をごらんいただきたいと存じますが、1ページにはカウンター及び各カウンターの仕切り板兼サイン表示用インデックスパネルのイメージ図を載せておりまして、また、2ページと3ページにはカウンターの配置予定箇所をお示ししておりますので、御参照をお願いいたします。

それでは、本件の概要につきまして、議案書に沿って説明申し上げます。恐れ入ります、議案書をお願いいたします。

まず、1の取得の目的につきましては、市庁舎備品の取得でございます。次の2、取得する動産の種類及び数量はカウンター1式でございまして、カウンターが86台、また、インデックスパネルを70枚購入いたそうとするものでございます。恐れ入ります、議案書に添付をしております資料2をお願いいたします。

取得する動産につきましては、資料2の市庁舎備品購入（カウンター）概要により説明申し上げます。履行場所は、福生市本町5番地でございまして、履行期限は平成20年3月28日まででございます。

次に、基本形状及び数量でございますが、ハイカウンターAは総合窓口用でございまして、幅1600ミリメートル、奥行1010ミリメートル、高さ、職員側が85

0ミリメートル、市民側が1000ミリメートルでございまして、1階フォーラムに5台設置する予定でございます。

次の、ハイカウンターBは一般窓口用でございまして、幅が1350ミリメートル、奥行650ミリメートル、高さが1000ミリメートルでございます。ハイカウンターBにつきましては、1階フォーラムに11台、(仮称)第1棟2階、安全安心まちづくり課に1台、3階の都市建設部が入る予定のフロアに8台、5階の企画財政部、総務部のフロアに9台、また、(仮称)第2棟の2階、生活環境部と教育委員会事務局が入る予定のフロアに14台、3階の議会事務局に4台、計47台を設置する予定でございます。

次の、ローカウンターにつきましては、主に相談用、高齢者・障害者用のカウンターでございまして、基本形状は幅が1350ミリメートル、奥行850ミリメートル、高さが740ミリメートルでございまして、1階フォーラムに30台、(仮称)第1棟3階の都市建設部が入る予定のフロアに1台、5階の企画財政部、総務部のフロアに1台、(仮称)第2棟の2階、生活環境部と教育委員会事務局のフロアに2台、計34台を設置する予定でございまして、合計86台のカウンターを購入する予定でございます。

次に、インデックスパネルでございしますが、これは仕切板兼サイン表示用でございまして、基本形状は幅1000ミリメートル、奥行40ミリメートル、高さが885ミリメートルと1145ミリメートルで、各窓口の仕様状況に応じて70枚を設置する予定でございます。

次に、恐れ入りますが、議案書の3、取得の方法についてでございしますが、指名競争入札による契約でございまして、資料1の「入札の経過を示す調書」をごらん願います。契約方法につきましては、指名競争入札でございまして、業者の選定に当たりましては什器、家具の登録業者9名を指名いたし、入札を実施いたしております。なお、カウンター1式につきましては一部特別注文品で、固定据えつけのものもございまして、全体の配置につきましても新庁舎建設事業の受注業者と調整を進めながら契約を履行する必要があることから、大手の家具製造業者といたしました。

次に、議案書、4の取得金額についてでございしますが、4179万円でございます。この金額は最低入札価格3980万円に消費税199万円を加えた額でございます。なお、落札比率は予定価格に対し89.58%でございます。

次に、5の取得の相手方でございしますが、東京都立川市曙町2-34-7、ファーストレーストビル2F、株式会社岡村製作所立川支店、支店長大野高幸でございます。

以上、議案第71号、市庁舎備品購入カウンターの財産の取得につきまして、提案理由並びにその内容についての説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程19、議案第72号、市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第72号、市道路線の廃止について説明させていただきます。

今回、お諮りいたしますのは、市道第1212号線の廃止でございます。別紙に案内図等を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。恐れ入りますが、別紙の2枚目の資料をごらんいただきたいと思います。当該路線は、福生市大字福生字加美1712番地の4の先に位置し、場所は案内図のとおり奥多摩街道から少し入った右側でございます。左下の拡大図をごらんいただきたいと思います。廃止する箇所隣接している大字福生字加美1710番地の4の所有者が払い下げを希望していますことから、今回廃止しようとするものでございます。

内容といたしましては、幅員1.82メートル、延長6.34メートル、面積11.76平米でございます。

以上、議案第72号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第20、陳情第19-2号、後期高齢者医療制度における保健事業についての陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第19-2号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第21、陳情第19-3号、後期高齢者医療制度への国庫負担金引き上げを求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第19-3号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第22、請願第19-1号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書を政府等に提出することを求める請願書を議題といたします。

本請願書について、紹介議員の説明を求めます。

(14番 青海俊伯君登壇)

○14番(青海俊伯君) 貴重な時間をいただきまして、恐縮でございます。御指名をいただきましたので、請願第19-1号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書を政府等に提出することを求める請願書につきまして、紹介議員として提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の資料を御参照いただければと思いますが、皆さん、既に御案内のように福生市民に限らず多くの国民が自分自身の持っている財産、あるいは返済の能力以上の過剰与信をかけられて、クレジット契約を結ばれ、悪徳商法、アポイントメントセールスや詐欺的なマルチ商法、内職商法等、あるいは呉服だとかリフォーム等の被害が相当多発しているのは御案内のとおりでございます。

読売新聞の去る8月15日号にも、七つの大手信販会社が悪質な184社と取り引きをしておるということが新聞の記事にも載っておりました。現在、自主規制はかかっておるものの、浸透していないというのが現状でございます。

このような深刻なクレジット被害を防止するために、経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会が、本年2月から種々審議を進めておりまして、この秋には改正の方向性が示されて、来春の通常国会に改正案が提出される予定で、今が極めて重要な時期でございます。その意味で、今回、クレジット制度の構造的な危険を何とか回避していきたいということで、商品販売と代金の回収が分離されるので、悪質な販売業者が購入者の支払い能力を考慮することなく高額商品を販売して、さらにクレジット会社から立替金をすぐに受領するため強引な販売方法で契約させる、また、代金取得後は誠実な対応を怠ってくると。特に、契約書型個別方式と申しますが、このクレジット販売におきましては、クレジット会社につきましてもこのような効率的な利益を上げるという意味で自主的な規制を怠っているという現状がございます。

このようなことから、今回、お手元の資料にございますように東京司法書士会並びに東京司法書士政治連盟並びに社団法人成年後見センター・リーガルサポートの団体から、請願書提出がございました。

目的としまして、過剰与信規制の具体化、そして不適正な与信防止義務と既払金の返還責務、これはクレジット会社が悪徳の業者と契約をした際に販売契約が無効取り消し解除になった場合には、既に払い込んだ部分もクレジット会社が民事共同責任をもって返済するというところでございます。また、割賦払い要件と政令指定商品制の廃止、数回にわたる割賦販売におきましてはこの規制がございますが、それを逃れるために年に一、二回、ボーナス払いだとか年に1回払いという形で、「来年の冬でいいですよ」といったような形でのクレジット契約を結ぶ場合もありますので、そこにつきましても原則として適用対象とすることという形で、今回、請願のお願いでございます。

このお願いをするに当たりまして、先般、このような御意見がございました。クレジットに規制をかけるとその利便性を害するのではないかという御質問がございました。私も確認をしましたところ、今回お願いをいたします特定商品取引法違反のクレジット契約に限って、無過失の共同責任の導入を求めていることは、全体の販売信用

の市場全体で３％に過ぎないということでございます。その他、言葉に尽くせないほど言いたいこともございますが、時間の制約もございますので、所轄の委員会におきましてぜひとも慎重審議をしていただきまして、この団体の方から出されております請願書、その趣旨を御理解いただきまして採択していただきたいと、紹介議員としてお願いを申す次第でございます。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 紹介議員の説明は終わりました。

これより本件について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

請願第１９－１号については、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第２３、陳情第１９－４号、悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第１９－４号については、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第２４、陳情第１９－５号、「（仮称）東京多摩国際園芸博覧会」の多摩地域での開催に関する意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第１９－５号については、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第２５、陳情第１９－６号、公団住宅居住者の居住の安定に関する陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第１９－６号については、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明８日から２７日までの２０日間休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって明８日から２７日までの２０日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は９月２８日、午前１０時より開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後３時２７分 散会

陳情第 19－6 号

公団住宅居住者の居住の安定に関する陳情書

(陳情要旨)

公団住宅の居住者が安心して住み続けられるよう国土交通省等関係機関へ意見書を提出してください。

(陳情理由)

平成 19 年 6 月 22 日に閣議決定された「規制改革推進のための 3 力年計画」は、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅事業に関して、現在の 77 万戸の規模は過大であるとした上で、次の措置を定め「平成 19 年度までに結論、結論を得しだい措置」を求めています。

- 1 公営住宅階層の居住者が大半を占める物件は、地方公共団体への譲渡などについて協議する。
- 2 建替制度について居住者の周辺団地等への転居や家賃減額の縮小を検討する。
- 3 建替えに伴い生じる余剰地の売却により資産圧縮に努める。
- 4 77 万戸の賃貸住宅について今後の削減目標数を明確にする。
- 5 新規入居者との契約には定期借家契約を幅広く導入する。
- 6 管理業務の民間委託を拡大し、業務の効率化とコスト削減を図る。

「3 力年計画」は、昨年 12 月 25 日の規制改革・民間開放推進会議の第 3 次答申、続く 5 月 30 日の規制改革会議の第 1 次答申に基づいています。答申が出ると私たちは、国民の居住に対する国の責任を放棄し、地方自治体の現状を無視して押し付け、公共住宅制度の存続と居住者の住生活を危うくするものとして反対を表明しました。3 月 9 日の「異義あり、規制改革会議の答申」を掲げた国会集会を初め、公団住宅居住者の居住の安定を求める団地自治会会長の安倍首相あて署名に取り組み、政府と国会への要請活動、地元自治体との住宅行政に関する懇談等も重ねてきました。

政府も認めるとおり、私たちの団地は高齢化が進み、収入の上でも公営住宅階層が大半を占めています。高家賃に耐えながらも約 7 割の世帯が今の団地での永住を希望しており、かけがえのない生活のよりどころとなっています。公団住宅

の大多数の団地は同じ状況にあります。今、地方公共団体がその譲渡を受ける現状にないことは誰の目にも明らかであり、「民間開放」も政府の視野にあると察せられ、大きな危惧を抱いています。上記の各項とも私たちの住まいの安定を脅かすものであることは御理解いただけたと思います。

(陳情事項)

以上の経緯から、福生市議会には私たちの下記要望をお汲み取りいただき、意見書として関係機関に御提出くださいますよう陳情いたします。

- 1 居住者の同意のない転居、住棟あるいは団地の売却を行わず、建替えに当たっては入居者の安定した継続居住を保障し、コミュニティの維持・形成に努めること。
- 2 旧公団住宅が住宅セーフティーネットとしての役割を果たすよう政府と機構はその充実に努めること。
- 3 機構は居住者の高齢化や収入低下の実態に配慮して現行の家賃制度及び改定ルールを再検討し、家賃負担の軽減を図るとともに、高齢者向け優良賃貸住宅の拡充と子育て世帯の優先入居を促進すること。
- 4 異常な空き家状況をなくし、公団住宅への入居要望にこたえるため、高家賃を引き下げ、住宅の居住性能を向上させること。
- 5 政府と機構は機構法付帯決議を初め国会諸決議を誠実に守り、その実現に努めること。

平成 19 年 9 月 3 日

陳情者代表

福生市南田園 2-16 9-508

福生団地自治会

会長 高 橋 エイ子 ㊞

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様





議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成19年9月7日第3回福生市議会定例会

| 付託委員会名  | 議案（請願・陳情）番号 | 付託件名                 |
|---------|-------------|----------------------|
| 建設環境委員会 | 陳情第19－6号    | 公団住宅居住者の居住の安定に関する陳情書 |





福総総発第 117 号

平成 19 年 9 月 7 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

平成 18 年度事務報告書の正誤について

このことについて、次のとおり訂正いたしたいので、よろしくお取り計らい  
くださるようお願いいたします。

平成 18 年度事務報告書正誤表

| ページ | 訂 正 箇 所                            | 誤      | 正      |
|-----|------------------------------------|--------|--------|
| 319 | イ 児童手当等の支給状況の表<br>合計の項 延べ児童数（人）の欄中 | 64,134 | 77,274 |

